

# 人材開発支援助成金 ( 教育訓練休暇制度・長期教育訓練休暇制度) 制度導入・適用計画届

提出日 2019 年 4 月 15 日

東京 労働局長 殿

代理人又は事務代理者・代行者の申請の場合は該当箇所○をつけてください。

標記について、次のとおり提出します。

1 事業主	所在地 (〒 100-8916 ) 東京都千代田区霞が関 1-0-0 名称 株式会社 厚生労働 代表者氏名 労働 太郎	所在地 (〒 100-8916 ) 東京都千代田区霞が関 1-0-0 名称 △△社会保険労務士事務所 代表者氏名 社会保険労務士 厚生 次郎 電話番号 03-5253-△△△△	
2 雇用保険適用事業所番号	1301-xxxxxx-x	3 労働保険番号	13 xx-xxxxxx-xx
4	(1) 企業全体の常用雇用する労働者数 <small>※2ヵ月を超えて雇用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が当該企業の通常の労働者(正規職員)と概ね同等の者の人数を記載</small> 110 人	5 職業能力開発推進者名	人事課長
4	(2) 企業全体の雇用する被保険者数 <small>※上記(1)から有期契約労働者、短時間労働者、派遣契約労働者を除いた人数を記載</small> 100 人	役職	労働 次郎
(1)及び(2)が各100人以上である場合、企業全体の雇用する被保険者数が100人以上であることが確認できる書類(雇用契約書の写し等)を添付してください。		氏名	労働 次郎
6 制度導入・適用計画期間(3年間)	2019 年 6 月 1 日 ~ 2022 年 5 月 31 日		
7 事業内職業能力開発計画の策定の有無	有・無のいずれかに○をつけてください。 有 <input type="radio"/>		
8 導入予定日	2019 年 6 月 1 日		
9 届出に関する担当者	所属 △△社会保険労務士事務所 氏名 社会保険労務士 厚生 次郎	電話番号 03-5253-△△△△ FAX 03-5253-□□□□ e-mail kousei.jiro@△△.com	

**【注意事項】**

- 1 記載にあたっては、裏面の提出上の注意及び記入上の注意を必ずご覧ください。
- 2 労働局処理欄には記入しないでください。
- 3 ホームページから様式をダウンロードするときは、必ず裏面も印刷した上で使用してください。
- 4 教育訓練休暇制度の支給申請期限は、制度導入・適用計画期間の末日(制度導入日から3年)の翌日から2ヵ月以内です。また、長期教育訓練休暇制度の導入日から3年以内、有期契約労働者等の対象となる労働者について、支給開始日より1年以内で取得する必要があります。

計画受付後、労働局において受付番号を記載の上、事業主様へ写しを手交または返送いたします。訓練休暇様式第4号「制度導入支給申請書」の1欄に記載していただく必要がありますので、必ずご確認ください。

※労働局処理欄   	【長期教育訓練休暇制度】支給申請期限日 年 月 日 (上記の期限日までに労働局へ支給申請いただくようお願いいたします。)
受付番号	13-00-0000-0-0

【提出上の注意】

導入予定日を変更する場合は、当初予定していた導入予定日もしくは、変更後の導入予定日のいずれか早い方の変更日の前日までに、制度導入・適用計画変更届（訓練休暇様式2号）を変更に関する書類と併せて提出してください。また、その他の変更が生じた場合には、支給申請書の提出までに変更届を提出するようお願いします。なお、提出期日までに変更届を提出しなかった場合は助成の対象となりません。

【記入上の注意】

- 1 本届名欄において、教育訓練休暇制度又は長期教育訓練休暇制度のいずれか該当する制度の□に✓を記載願います。
- 2 各欄とも、この計画届の提出日における現況を記入してください。
- 3 1欄については、代理人又は事務代理・代行者の申請の場合は該当箇所に○を付けて下さい。
- 4 3欄については「主たる事業所(※)」の労働保険番号を、をそれぞれ記入してください。  
 (※)主たる事業所とは、登記簿謄本に記載されている事業所を指します。ただし、主たる事業所が雇用保険適用事業所でなく事業実態がない場合は、任意の雇用保険適用事業所を主たる事業所とすることができます。
- 5 4欄(1)には、企業全体の常時雇用する労働者数を記入してください。「常時雇用する労働者」とは、2か月を超えて使用される者（実態として2か月を超えて使用される者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのある者を含む。）であり、かつ、週当たりの所定労働時間が、当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等（現に当該事業主に雇用される通常の労働者の週当たりの所定労働時間が40時間である場合は、概ね40時間である者をいいます。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）の特例として所定労働時間がいまだに40時間を上回っている場合は、「概ね同等」とは、概ね当該所定労働時間を指す。）である者をいいます。
- 6 4欄(2)には、企業全体の雇用する被保険者数を記入してください。「企業全体の雇用する被保険者数」とは人材開発支援助成金（教育訓練休暇付与コース）の助成対象者となる者です。（4欄(1)の人数から、有期契約労働者、短時間労働者、派遣契約労働者を除いた人数を記載願います。）
- 7 教育訓練休暇制度においては、4欄(2)の「企業全体の雇用する被保険者数」に応じて、以下の表のとおり雇用する被保険者にそれぞれ5日以上の教育訓練休暇を付与し、かつ、教育訓練休暇制度導入適用計画期間の初日から1年ごとの期間内に1人以上に当該休暇を付与する必要があります。

企業全体の雇用する被保険者数	最低適用被保険者数
100人以上	5人以上
100人未満	1人以上